

郡山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月24日

郡山市長 品川 萬里

郡山市規則第39号

郡山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年郡山市条例第28号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(消費生活センター所長及び職員)

第2条 郡山市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）に、消費生活センターの事務を行うために所長及び必要な職員を置く。

(消費生活相談員の配置)

第3条 消費生活センターに、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格したとみなされる者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材の確保)

第4条 市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第5条 市長は、当該消費生活センターにおいて条例第3条各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。